

## これまでの検討会における産業廃棄物行政と 経済的手法に関する発言

### 1 これまでの検討会の経緯

- 第1回検討会（5月27日）検討会開催の趣旨説明及び意見交換
- 第2回検討会（6月18日）産業廃棄物行政の課題についての事務局からの資料説明
- 第3回検討会（7月24日）紺野委員からの発表、委員の意見交換
- 第4回検討会（8月25日）東田委員からの発表、委員の意見交換
- 第5回検討会（9月24日）鈴木委員、佐藤委員からの発表、委員の意見交換
- 第6回検討会（10月27日）和泉委員、倉島委員、中島委員からの発表、委員の意見交換
- 第7回検討会（11月25日）渋谷委員、知野委員、名越委員からの発表、東田委員からの報告、委員の意見交換

### 2 これまでの検討会での発言

#### (1) 産業廃棄物の排出抑制

産業廃棄物の処理では、排出事業者の関心の薄さや知識のなさ、コスト意識の強さや意識改革の必要性などの問題がある。行政からはもっとわかりやすいPRが必要。（第3回）

産業廃棄物を処理するに当たって、どの程度税金が使われているのかということの広報も必要。（第3回）

自分の企業の社会的な信用度を高めることになるため、企業がISOの取得に関心を強めていることも、産業廃棄物の処理に貢献しているのではないか。（第3回）

産業廃棄物処理法の改正に伴う不法投棄の罰則の強化や、マニフェスト制度の徹底、排出事業者の責任の強化が、排出事業者の意識の向上につながっている。（第3回）

企業という立場から見ていくと、競争力の強化ということと同時に、環境というものに対しても、両立して対応せざるを得ないという状況になっている。環境というのは、コストはかかるが、これは受け止めざるを得ないということで行かないと、世界的にも許されない状況にあるのではないか。（第3回）

空洞化の問題、海外へ逃げていくという問題にどう対応するかということも考えなければならない。（第3回）

始めから廃棄物が出ないような、あるいは再利用できるような生産の仕組みを考えることが、結果的には環境に対して一番よい。（第3回）

廃棄物が出るというのは、効率がよくないということ。(第3回)

最終処分量を減らすには、まず排出量をどう少なくすべきか。これができないなら、どうやって有価物とそうでないものを分けるかという手順になる。(第3回)

建設現場から排出されるものは、そのほとんど再利用が可能。ところが、公共事業の場合には、発注者の方で設計、仕様が全て決まっている。相当なりサイクルが可能な部材があるはずなので、設計段階で織り込んでいけば、建設産業からの産廃は相当減っていくのではないか。(第3回)

根本的には、排出段階でなんらかの対策をとるべきだと思う。(第4回)

廃棄物の量を、発生源で削減していくことが、廃棄物問題の根本であって、これ以外に廃棄物問題を解決する方法はない。リサイクル対策は、非常に大切であって不可欠だが、根本的な解決にはならない。(第4回)

循環型社会というのと、利便性というのは、どこかで断ち切らないといけない。利便性を我慢しないと、総量は絶対減らない。環境問題は、お金では解決できないと思う。そのお金は、まとめてどう使うかは、また別の問題。(第4回)

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理責任は、排出事業者。産業廃棄物をコントロールできるのは、主体である排出事業者。(第5回)

当企業グループの環境への考え方は、企業理念としては共生、環境保証理念としては資源生産性の最大化となっている。資源生産性の最大化とは、少ない資源、少ないエネルギーで、いかに付加価値の高い製品を供給していくかを考えて進めていこうというもの。(第6回)

具体的な取組みとしては、まずは発生抑制に取り組み、紙であれば必要以上に使用していないかを検証している。(第6回)

当グループの環境マネジメントとしては、あるべき姿として、福島の良い生態系を破壊させない生産プロセスの構築のため、環境負荷の極小化、資源循環型工場の構築を基本姿勢としている。

それを達成するため、省エネ・省資源の推進や、有害化学物質の削減とリスク管理およびこれらを達成するための社員の教育啓蒙活動を重点課題としてとらえている(第6回)

社内販売では、缶やペットボトルを排出していたが、容器の素材や加工工程や輸送工程での環境負荷は、総和では紙が一番環境負荷が少ないので、福島キヤノン内部では、缶やペットボトルは全て販売しないこととした。結果的には、年間6.5トンの重量を削減できたこととなる。(第6回)

先般知事と韓国に行った時に、1回で使い捨てにするようなものは全てやめたという動きがあった。ホテルのアメニティ関係でも、歯ブラシなどは一切やめていた。爪楊枝も、残飯の中に入って豚の餌になるときに危険なため、全部溶けてしまうものに変えたという話があった。(第6回)

農業は食料を作るだけではなく、国土保全や環境保全等でも多面的な機能を持っている。ただ一方では加害者的な部分もあり、最近問題になっているのは、廃プラスチックの問題や、窒素による土壌汚染がある。肥料の窒素分はほとんど輸入であり、特にビニールハウスにたまっているということがある。このような面でも、新たな農業のあり方が必要になってくるのではないか。(第6回)

今までは要らないものを作るのを含めて、生産性が上がったといってきた。要らないものを作るのは駄目で、売れるものだけを作る必要がある。お客さんがどのようなことを考えているかをつかむ必要があるのではないか。大量生産にこだわる必要はない。(第6回)

排出事業者への啓発活動とマニフェスト制度の徹底を進め、優良排出事業者を広報などで評価し、なんらかの形で表彰するなど、育成に努めるべき。(第7回)

生産段階で廃棄物の発生を抑制するような技術開発と積極的な取組みを促す努力が必要。(第7回)

## (2) 産業廃棄物の再生利用・適正処理の促進

一般廃棄物と産業廃棄物の垣根がだんだんなくなりつつあり、国でも、近い将来一般廃棄物とか産業廃棄物という名称を変えようという方向に進んでいる。(第3回)

農業は、特に廃プラスチックをかなり出しているが、リサイクルの意識を農家に持っていただかなければならない。(第3回)

良心的な廃棄物処理業者に対しては、見返りのようなものを何か考えてもいいのではないか。(第3回)

今まで20年ぐらいで取り壊してきたものが50年100年もてば、最初から元を絶てるわけなので、発注者、行政の方も考えるべき。(第3回)

公共の建物については、将来のことを考えたものになりつつあるが、自分の家を建てる場合、そこまで考えて、経済的な余裕がないとあまり考えない。(第4回)

リサイクルにもエネルギーが必要。リサイクルの増加により消費量が増加する可能性があり、長期的には、廃棄物の量が増えるかもしれない。(第4回)

リサイクル、リユース、リデュースの中で根本的にはリユースの部分が大事になってくるだろうことは予測できるが、減らすためにどれだけコストをかけなければいけないかということは常に考えていかなければいけない。(第4回)

リサイクル、リユースの方向にもっていければ、大変いい。(第4回)

中間処理業者を含め産業廃棄物処理業者(以下、「処理業者」と略。)は、排出事業者から委託を受けて業を行っている。(第5回)

中間処理は、年々各種法規制が強化される中、更に行政の厳しい指導のもとで運営、環境への影響は少ない。(第5回)

排出者責任が強化されたので、排出事業者も、処理料金も考慮するが、安全、適正に処理できる業者を選択してきている。

環境省が中心となり、安心して任せられる処理業者のリストを作って、排出事業者が選べるようなネットワーク化ということも今後出てくる。(第5回)

県内には、技術レベルや技術開発力が優れた中間処理業者が、他県に比べて比較的多く存在。これらの企業は、雇用を維持、創出しながら、社会貢献。今後は、県内の中間処理業全体の技術レベルの向上により、産業振興を図り、就業の機会を創出していくことが重要。(第5回)

中間処理業者は、一般企業と同様に、オンリーワン、ナンバーワンを目指して、技術開発を含めて努力している。それらの業者を、さらにレベルアップし育成していく芽が非常に大切である。(第5回)

排出事業者は、リデュースやリサイクル、リユースに積極的に取り組んでいる。原料の段階から、産業廃棄物をできる限り出さないように、素材の開発や、また、設計の段階で、リサイクルやリユースしやすい材質や設計を検討し、実施中。しかし現在は、まだ多くがリサイクルやリユースを前提とした設計や材質になっていない。(第5回)

中間処理の内、焼却は、減少の方向にあると推定。焼却以外の分野は、リサイクルの推進とともに増加していくが、同時に技術開発も必要。更にこれが、新規雇用や工業団地の活用に結びつく可能性も。(第5回)

焼却は、法規制の強化による設備投資、人材投資の増大や焼却物の減少の影響で、処理コストがアップする結果、処理料金のアップの懸念。

その他の中間処理は、リサイクルの推進とともに、需要は伸びていくが、リサイクル事業はまだ開発の段階にあり、技術開発とコストダウンに力を入れていかなければならない。(第5回)

燃えがらについては、リサイクルを前提に、技術開発や新規用途の開発を行っている。(第5回)

混合廃棄物の仕分けが難しいため、現時点では、100%リサイクルというのは困難。今後の技術開発次第で、処理率が上がる可能性。(第5回)

3年から5年先は、技術も高度化して、本格的な循環型社会が出現すると考えられるが、そのためには、需要者側の使い捨て文化から再使用文化への意識変革が不可欠。(第5回)

発注官庁から埋めずにリサイクルして使うようにという要求があり、機械のメーカーと業界全体で勉強してきて、再生合材を開発。10数年経って、再生合材が標準合材になってきつつある。(第5回)

本県は立地的にも、又、二重要港湾を有していることや、中間処理業者の技術レベルが高いことから、環境の分野での経済発展に寄与できる潜在的な力を持った県である。(第5回)

環境分野は、地方の政策によって、成長が大きく左右。環境と経済を両立させ、福島県独自の持続可能な社会を構築していくということがより一層重要。(第5回)

子育てをしている時期に小さい所に住んで、子離れする時期に家を作って、いざ大きなところに住もうと思ったら二人だけになって、その内だんだん一人になっていくというのが、日本の今の住宅状況。子育ての時に大きなところに住んで、2人になったら2人のようなところに住んで、1人になったら1人のところに住んで、最後はヨーロッパのように3か月ぐらいは最後のところに住んでというような仕組みを作っていくと、世の中うまくいかない。(第5回)

戦前や、戦後きちんと造った建物については、もう一回再利用すべき。お金はかかるが、リフォームをすれば使える。壊すとお金がかかるので、なるべく壊さないでリフォーム、リニューアルしていかなければならない。(第5回)

壊すだけではなく、リニューアルをしてもう一回使えるようなことを考えれば、循環型社会に合う。(第5回)

廃材を分別するには、今までの倍以上お金がかかる。建物を壊すだけではなく、もう一回再利用するようなことを考えなければならぬ時代に来ている。(第5回)

蓬莱団地の一人暮らしや二人暮らしのお年寄りの家を、もう1回リフォームして、若い人たちに入ってもらおうことを考えるべき。(第5回)

蓬莱団地を見ると、高齢者向けの施設は何もない。階段などがあるところを、公的にも直していかなければならない。若い人たちが入るようになるためには、公共施設については、耐震診断や、公営住宅や県営住宅を建て替えて耐震にして直してということも必要。(第5回)

民間の一戸建ては、売却したい人や、建て替えて改修する人、そのまま住んでいたい人、貸したい人といろいろある。構造改革特区のようにモデル的にやると、全国的に進むと思う。(第5回)

若い人がそこに住める状況を作るため、公的な支援と、民間の取り組みを併せて行っていく必要があるのではないか。中心市街地で認めている借上住宅の補てん制度を、蓬莱団地の一戸建てでも対象にする。(第5回)

コンクリート塊、アスファルト塊は、10数年かけてかなり再利用できるようにはなったが、木材についても、建設産業団体連合会として取り組んでいきたい。(第5回)

再資源化や有価物化も含めて、出たものについては極力なんらかの形のリサイクルを考え、そのために分別を徹底している。

生産ゴミの対策では、工場から出た廃棄物を、工場に戻してキヤノンの製品に使う発泡スチロールのクローズドリサイクルや、インクを製造する過程の廃液を、活性汚泥の栄養分として使い、工場内でのリサイクルを行うことや、バブルジェットインクの廃液の再資源化など、一貫した廃棄物の分別徹底を行っている。(第6回)

減量化の取り組みでは、工場で発生したものをそのまま出すのではなく、少しでも減らして外に出すために、濃縮・濾過・脱水装置を入れて環境負荷を低減させている。(第6回)

リサイクルの取組みの過程で、1990年代では、金属屑や段ボールは当然有価物としてリサイクルできた。その後、だんだん脱水汚泥や廃プラスチック、機密紙、廃液などの難しいものが残ってきたが、毎年テーマを決めて、業者さんをお願いして改善を進め、1998年に100%のリサイクルが達成できた。(第6回)

ガソリンスタンドから排出される廃棄物は、廃油、廃プラスチック、汚泥、金属くず、廃酸があげられる。組合では、指定業者である県の産業廃棄物協会の加盟業者に依頼し、最終処理までを確認するようにしている。また、マニフェストを作って、指導をしている。今のところは、適正に処理されていると思う。(第6回)

不景気のさなか、中身については私たちは知らないから、ぜひ安いものをとという声が、特にトラック業者やバス関係の方から挙がっている。生存をかけて、やむを得ない状況であるが、購入者へのなんらかの罰則規定の創設も必要だろうというように思う。(第6回)

岳温泉で使う野菜料理は、JAみちのく安達の二本松有機農業研究会で作った有機野菜を使い、残さは地元の農場で牛のふん尿と混ぜて堆肥を作り、野菜作りに使うという取組みが行われている。(第6回)

「捨てる」という概念から、循環させる段階を踏んで物がどう動くかという概念を構築すべき。(第7回)

課税による収益はリサイクル技術の開発にまわし、不足分は補助金で補てんすることが望ましい。(第7回)

産業廃棄物処理業者で県の産業廃棄物協会に加入していないものへの加入促進へ行政も支援してほしい。(第7回)

近代の生産システムは大量の資源投入から始まって、製品生産 消費 廃棄物で途切れてしまうところに大きな問題がある。この一方通行のシステムがずっと限りなく続けば、資源は減る一方で、廃棄物は増える一方ということになるのは明らか。これらに対処するためには生産や消費を軸とした社会の仕組みを変えなければならない。(第7回)

廃棄物の減量、再使用、再利用の優先順位を重視し、再使用は具体的対象を絞って検討し徐々に対象項目を広げて行く取組みを行うべき。(第7回)

再利用については、採算性の取れない製品は見通しなく分別回収を続けるのではなく製品の使用自体を検討する必要がある。(第7回)

中間処理業者への適切な対応は不法投棄問題の解消とも関連してきわめて重要。優良処理業者に対しては技術開発の奨励も含め育成表彰を検討する価値がある(第7回)

### (3) リサイクル産業の育成

リサイクルの事業展開では、既存の業者との共存や、経済性を考慮し、協力すると、かならず自分にプラスになって跳ね返ってくるということに配慮してスタートした。(第3回)

いろいろな企業がリサイクルにとりくんでいるが、なかなか苦労している。行政からの補助金をいただきながらやっているが、リサイクルの事業化が軌道に乗ったとまではいっていない。(第3回)

リサイクルは、コンスタントに廃棄物を入れていくことと、環境に負荷をかけないように、いかにコストを安くするかと、リサイクル品が、適正価格でちゃんと売れるかどうかの3つをクリアしないと、事業化は難しい。(第3回)

リサイクルの推進には、メーカーと手を組んでやるという流れをしていかないと、事業化は難しい。(第3回)

リサイクルの推進には、海外との競争あるいは関東圏との連携ということが重要。(第3回)

化学物質以外はほとんどリサイクルは可能だが、商業ベースにのるかどうかが問題。どうしても行政が関わらざるを得ないものがある。(第3回)

社会的に負担できれば、補助金で、廃棄にコストのかからない製品を普及させることも経済的手法として可能。(第4回)

生産企業者のリサイクルにまでは補助金を出す必要はない。(第4回)

リサイクル活動をしている個々の市民を補助することも重要だが、リサイクル技術を開発する企業に補助し、その技術がやがて個々の県民の方々にフィードバックされる可能性も考えられるので、リサイクルをする事業者の方々への補助も排除すべきではない。(第4回)

再生された製品であれば、20パーセントでも30パーセント増しでも払ってもいいというようには答えるが、実際には、それが消費行動には結びつかない。流通業者の方々も、ちゃんと認識できるように販売すると、消費者の方々も支払っていくようになる。(第4回)

リサイクルを工業化する場合は、技術開発及びコストダウンの観点から、スケールメリットが重要。工業化する場合は、採算ベースに乗らなければ、事業としては継続できない。(第5回)

これまで日本のメーカーの製品は、使い捨てを前提としていたが、今はできるだけリサイクルしやすい、あるいは再使用しやすい製品を作る方向に変わってきている。

ただ、今の時点では、コスト面を含めて苦労している。そこで、行政からの補助金などを受け、初期投資の負担を減らしながらリサイクルを行っている。

全国で、エコタウン事業やリサイクルの工業団地化を進めているが、ほとんどの県では、行政からの補助金を受けている。当初は、補助金を前提としないと、採算面では非常に難しい。(第5回)

県は、エコショッピングの具体策の一つとして、環境にやさしい商品を積極的に購入することで、ゴミの減量化を推進する運動(グリーン購入)をしている。産業廃棄物でも、リサイクル製品供給者とリサイクル製品需要者が同じ意識で進めていくというのが、リサイクル産業が成長していく基本。(第5回)

買う側でも、そんなに値段が変わらなければ、リサイクル製品ではなく新しい方を買うこともある。役所はグリーン購入を積極的に行っているが、一般の方や民間企業でも、そのようなことを意識して併せてやっていかないといけない。(第5回)

アスファルトは99%、コンクリート塊は98%再利用。しかし、再利用するにはプラントを作らなければならないので、初期投資が大きい。現在、機械の更新時期にきているが、建設業界を取り巻く厳しい状況から、なかなか更新できない。法律や条例でしほりかける以上は、それなりの公的な応援の裏付けを、行政でフォローしてほしい。(第5回)

建設産業として、蓬莱団地でのモデル的な取組みや、住宅のリフォーム関係や、福島市内にある鉄筋コンクリートの建物のリニューアルなどを具体的にやっていくため、窓口となる「循環型社会推進センター」というNPOを年内に設立する予定。(第5回)

リフォーム関係は、あと10年ぐらい過ぎると、10兆円産業になる。(第5回)

リサイクルするより処分したほうがお金が安くてすむと実態がある。リサイクルの推進では、設備投資が多額にかかる。業者間の競争も激しい。(第7回)

リサイクル産業の育成は重要だが、採算性の困難な分野はいたずらに助成することは問題。(第7回)

#### (4) 最終処分場の適正管理

最終処分場を造るには、かなり前から、地域住民だけでなく、県民、あるいは国民全体の信頼を得ていくことが必要。(第3回)

これ以上日本のゴミ捨て場がなくなるということでは、日本の石油や石炭等のいわゆる原材料は、年間8億トン輸入されている。輸出は、重量に直すと、7000万トンで、つまり、差し引き毎年7億トンは、ごみになっている。日本の産業構造の全体の話だが、そのようなところが大きな問題となっていると思う。(第6回)

#### (5) 不法投棄の根絶

福島県は、廃油の問題やその他不法投棄問題があり、県民の強い関心となっている。(第3回)

最終処分場の残余年数がなくなっていくということも、産業廃棄物を減量化している推進役になっているのではないか。(第3回)

硫酸ピッチは、大気汚染が起きるし、呼吸器系に入ると、肺に影響がある。土壤汚染も起きるので、不法投棄には問題が多いが、取締りがなかなかうまくいかない。(第6回)

宮城県がJAや漁協、森林組合と不法投棄の監視協定を結んだということが報道されている。我々は、農業で環境を守る立場ではあるが、一方で加害者的なところもあり、地域を守るという意味では、このような努力も必要であると思っている。(第6回)

静岡県の浜松市で一般の住民が不法投棄を発見した場合、1万円もらえるという制度がある。不法投棄の防止には、なんらかの方法を考えていかなければならない。(第6回)

循環資源の移動に対しては必ず代価が支払われることが必要。この方法をとれば、ステップの移動は必ず循環するため、不法投棄も抑制できるのではないか。(第7回)

## (6) 産業廃棄物の広域移動への対応

きれいな山の中や田園風景の中に、タイヤや車が、どんどん山積みされている。一方では、自動車メーカーは、純利益が1兆円で、東京など本店、本社があるところに税金がみんないつている。環境税などを考える場合に、受益者負担を考える場合にも、やはりもう少し地元優先という視点があってもいい。(第3回)

県外からの流入や県外への流出でも、地域間での税負担のバランスというのが変わってくる。地域間の公平性をどのように考えるのかもポイント。(第4回)

他県の例では、税というのを入れてしまうと、他県にものが流れていってしまう。(第4回)

軽油引取税の脱税及び硫酸ピッチの不法投棄が広域化している。福島県でもすでに2件摘発されているが、1県だけでは対応できず、全国での提携が必要になってくる。27自治体で重点活動を行っていくとの報道がある。福島は、割と不法投棄が多いと見られていが、実際に製造しているのは、福島よりも栃木や茨城といわれている。(第6回)

## (7) 経済的手法

産業廃棄物に対して、県民一人ひとりからある程度の基本料金の負担をいただくことや、排出企業や産業廃棄物関係で利益を上げる事業者から、応分な負担金をいただくということも、必ず環境の問題や、環境の保全につながるものに全てが投入されるという前提であれば、考えていく必要があるのではないか。(第3回)

産業廃棄物処理に関するコストというか、環境問題に関するコストを、具体的にどういう費用をだれに負担させるのかということが今後問題になってくる。(第3回)

産業廃棄物税を導入するが、ちゃんとした業者から税をとって、不法投棄の処理に回すのは筋が通らないということで、不法投棄の処理には使わないということをやわざと言ったような自治体もある。(第3回)

産業廃棄物を、どのぐらいの量に抑えたいのか、どのぐらいの量になっていくのかということが分からないと、その目的の為にどういう経済的手法をとればコストは低くて済むのかということを考えられない。(第3回)

受益者がだれになるのかという公平性の観点と、より効率的に経済的なインセンティブを与えていくということをや両方考えることが大事。(第3回)

早い段階で厳しい環境規制を入れると、それに対応した処理のシステムができあがり、コストダウンに努力する。他県で産業廃棄物に対する税金が出てきている状況を見ると、比較的早い段階で入れて対応できるシステムを作っておくということも大事。(第3回)

産業廃棄物についても、利便性を追求するためには、当然負担が出てくる。排出量に応じた何らかの負担がかかるということを県民に意識させなければならない。一人ひとりがそういった意識を持てば、企業のトップも当然そのような意識を持ってくる。(第3回)

周辺の都道府県で産廃税を導入すると、処分料がその分高くなり、何の規制もない都道府県に廃棄物が流れることが想定される。都道府県ごとに規制をかけた方がいいのか、国として大枠で規制をするのか。国の方にも何らかの働きかけが必要となってくるのではないか。(第3回)

経済的手法では、最終的に廃棄物を減らすかどうかを意思決定するのは、各事業者や市民の方々。直接規制の方が強制の度合いが強い。(第4回)

環境にやさしい行動をすると、税金を支払わなくて良く、補助金を受け取ることができる。ラベリング制度であれば、自社製品が売れる。環境に優しくない行動をすると、税金を支払わなければならない、補助金を受けとれず、自社の製品が売れずに、結果的に損失を受ける。経済的手法があると、環境に優しい行動を選択する人々や事業者の方々が増える。(第4回)

経済的手法の長所としては、直接規制だと、削減費用の多寡にかかわらず、同じだけ廃棄物を減らしていかなければならないが、税金であれば、低コストで廃棄物を削減できる企業等がたくさんゴミを減らしていくことができることがある。(第4回)

経済的手法の短所としては、経済的負担をどの程度にすれば、どの程度の廃棄物の削減につながるかが、制度施行前には分からないことや、違法な事業者の監視にコストがかかること、高いコストを支払わなければならない事業者は、市場から退出することになることがある。(第4回)

排出事業者は多数存在するので、排出事業者を納税義務者として直接徴税すると、行政コストがかかる。一定規模以下の量しか出さない事業者には、非課税とする制度もある。(第4回)

最終処分量を減らすのか、中間処理の部分で技術を高めて減らすのか、消費者から出る時点で減らすのかで、やらなければいけないことが大きく変わってくる。(第4回)

最初にゴミを出す段階でお金を取ると、中間段階で減量化されるかどうかにかかわらず、同じだけのお金を払うことになる。効率性から言うと、排出時に支払ってもらうことは必ずしも良くない。(第4回)

各県民の方々に、ゴミを出すということがいかにコストがかかることなのかという認識を持ってもらうことが目的であれば、排出時に税をかけることも一つの方法。(第4回)

産業廃棄物税で、埋立のところで税をかけると、産業廃棄物は、最終処分場ではなく、リサイクル施設に行く。リサイクルをするにもかなりのお金やエネルギーが必要になる。リサイクルされるから、どんどん消費をして、逆に長期的には、ゴミが増えていくことも考えられる。(第4回)

法律上だれを納税義務者とするかということと、実際にだれが税金を負担するかということは、全く別。どの業種の方々が、最終的に損失を被り、経営面で苦しくなるかも考えなければならない。(第4回)

不法投棄監視の為に金を使うことは、優良な事業者が負担した税金で、違法なことをやったほんの一部の者の為に金を使う必要があるのかどうか、公平性の観点からいいことなのかどうか。確かに公平性の観点からは問題があるかもしれないが、将来的に不法投棄の問題が更に深刻になったときに、より多くの経済的な負担を優良な事業者の方々に強いる可能性を考えれば、かならずしも悪いことでもないかもしれない。(第4回)

汚染者負担の原則を適用するならば、結果として得た税収を、排出事業者の方の技術開発に対して多少補助するという可能性までは否定しないが、まず排出事業者に税を負担してもらうことになる。(第4回)

購入段階で、廃棄する段階での税、課徴金等を消費段階で認識できるような仕組みを組み合わせれば、比較的低コストでリサイクルできる製品を消費者が選択することは可能。(第4回)

ドイツの環境の担当者が、環境教育も必要だけれども、倫理観に頼るだけでは解決は難しく、協力者には報償を、違反者には制裁を科すような、経済的な対応も対策として不可欠だということを、随分昔から言っている。(第4回)

排出するところで税金をかけて、排出量を減らすのが望ましいが、排出事業者数は、最終処分業者の数に比べるとものすごく多く、情報収集にコストがかかる。最終処分業者に税を払ってもらえば、価格転嫁で、中間の業種の方々や最終製品価格を負担する県民の方々にもゴミを減らすインセンティブが伝わる。(第4回)

排出段階でもっとも減らさなければならないのは、中間処理のところで減らすことができないもの、リサイクル不可能なもの。だが、排出段階ではあまり認識できない。排出段階で税金をかけると、中間処理で全然減らないものも、減量化されるものも、同じように税金がかかるので、その意味では効率的ではない。(第4回)

補助の方が確実にインセンティブ付けできるし、違法な行為もおそらく出ないが、リサイクルへの補助だけだと、廃棄物の量は、長期的には増える可能性が高くなる。補助となんらかのペナルティというのをセットにすべき。(第4回)

誰が最終的に支払うのかという観点は、ちゃんとした説明がある。(第4回)

近年、全国で産業廃棄物に対する課税が検討されており、既に実施ずみのところもいくつかある。仮に、福島県が何もしないという選択肢を取ったとしても、周りがどんどん課税を導入していくということになると、福島県だけが負担が軽いことになってしまう。(第7回)

経済的手法を採用すべきか否か検討する際に最も重要なことは、住民や事業者の理解を十分に得るということ。少なくともその趣旨は理解できるというところまでもっていくことが望ましい。これがないと、産業廃棄物への金銭賦課は、単に環境保護を名目とする歳入調達としかみられない。(第7回)

補助金等の場合については、使い方を誤れば、産業廃棄物については排出事業者が責任を持つという原則が忘れられてしまうおそれがある。(第7回)

経済的手法の制度を創る過程では、広く公開がなされ、なおかつ参加が行われていることが重要である。また、本来は排出事業者の責任である産業廃棄物に関して、自治体の役割が何であり、そのことと産業廃棄物課税とがどう関わるのかを、明らかにしなければならない。(第7回)

各地の産業廃棄物税の中には、排出事業者を納税義務者としながら、税の徴収を処分業者に行わせる特別徴収制度を採用しているものがあるが、これを採用する場合には、徴収義務を課される処分業者などの負担に配慮し、その理解を十分に得ることが必要である。(第7回)

制度の主目的を明確にすることが重要。それを前提としないと、適切な制度設計ができないこととなり、住民等からの理解も得られにくくなる。(第7回)

経済的手法は、あくまで補完的・補充的手段にとどまり、主たる手段が別に用意されていて、それを脇から支えるという場合に、最もよく機能する。単に行政上の対応だけではなくて、企業や業界が行う優れた取り組み自体を主たる手段として位置づけ、それを側面から支援し、全体の流れをそちらへ誘導するといったことに経済的手法を使うことが考えられる。(第7回)

金銭賦課については、制度の実効性の確保が必要となる。これが欠けると、金銭賦課を行うことが、かえって不法投棄の誘因となる。(第7回)

(制度の検討に当たっては、)周辺自治体との調和が求められる。他県から理解を得られないような制度を作るべきではない。また、事業者の立場から言えば、各自治体の制度が不統一であると、それに対応すること自体が一つの負担となるというおそれがある。(第7回)

経済的手法は、一方では制度の安定性が求められているが、他方で目的に対する効果が検証して手直ししていかなければならない。バランスを取ることが大変難しい問題として存在している。(第7回)

経済的手法を用いることが、住民・事業者の意識向上につながるためには、その制度が住民・事業者の理解を得られ、なおかつ実効的に守られるように運用される必要がある。(第7回)

北東北三県の環境保全協力金は、「県外産業廃棄物への搬入課徴金」に等しい。(第7回)

私たち廃棄物処理業者の立場からいえば、課税については何年も前から少しずつ皆さんの理解を得るべきだと思う。排出事業者の理解を得ないと、適正な料金が徴収できず税を廃棄物処理業者が負担することにもなりかねない。(第7回)

経済的手法は廃棄物排出や環境負荷を低減する手段として有効だが、具体化には東田委員の報告や、諸外国の実践例も参考にしながら、可能なことから実行に移すべき。(第7回)

もっと業界を強くしていかないと、排出事業者が多くて強いので、適正な料金をいただけなくなってしまふ。協会への加盟を行政でも促進してほしい。(第7回)

#### (8) その他

日本では、公共料金で基本料金は最低払わなければならない。使った人は使っただけの料金を支払うということが、結果的には、節電、節水、そういうものにもつながるのではないか。(第4回)